

項目	各種事務事業の取扱い - 河川事業
河川事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

水害対策	さいたま市の制度に統一する。
排水路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
水辺環境整備事業	さいたま市の制度を適用する。
植樹管理事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 河川事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 水害対策</p> <p>(1) 建設事務所において、対策班を設置し、水害状況の把握と現場対応を行う。</p> <p>(2) 土木業者と洪水対策業務委託を締結し、水害現場の対応にあたる。</p> <p>(3) 排水機場を運転する場合は、職員が機場に常駐する。</p> <p>(4) 防災対策本部設置に伴う配備を行う。</p> <p>2 排水路整備事業</p> <p>目的：河川改修を図ることにより市民を水害から守り、安全で快適な生活基盤を築く。</p> <p>対象河川：準用河川、普通河川、排水路、流末排水管</p> <p>3 水辺環境整備事業</p> <p>目的：湧水の保全や水辺公園の整備を通じて、市民に潤いと安らぎの場を提供する。</p> <p>内容：市街地の潤い空間として創造できる河川及び水路につき積極的に整備を図る。</p> <p>平成 15 年度実績：ホタル飼育施設維持管理業務</p> <p>4 植樹管理事業</p> <p>内容：業務管理委託を締結し、河川区域の樹木等の剪定及び害虫駆除を行う。</p> <p>平成 15 年度実績：鴻沼川植樹管理事業</p>	<p>1 水害対策</p> <p>(1) 防災対策本部設置に伴う配備を行う。</p> <p>2 排水路整備事業</p> <p>目的：河川改修を図ることにより市民を水害から守り、安全で快適な生活基盤を築く。</p> <p>対象河川：準用河川、普通河川、排水路、流末排水管</p> <p>3 水辺環境整備事業</p> <p>実施していない。</p> <p>4 植樹管理事業</p> <p>実施していない。</p>